設立趣意書

1. 趣旨

私たちが生活する沖縄の島々はサンゴ礁が基盤となってできています。台風が常襲する沖縄にとってサンゴ礁は、自然の防波堤としての重要な役割を果たしているだけでなく、熱帯雨林と並ぶ多種多様な生物の宝庫でもあり、私たちに漁業資源や観光資源など様々な恩恵をもたらしてくれます。かつて沖縄では、島という限られた陸地とサンゴ礁を活用し、環境と調和のとれた半農半漁の生活が営まれていました。人々は多様性に富んだサンゴ礁とそれに続く広大な海に向き合い、海を敬い親しむ風土を古くから継承しながら、ニライ・カナイ信仰とそれにまつわる儀式や浜下りなどの行事にみられる民俗や特色ある芸術、さらには歴史的遺産にいたるまで、沖縄独自の文化を創りあげてきました。しかしながら、その様相は近年になって急激に変化しています。

その中でサンゴ礁は、新たな経済産業基盤として脚光を浴びる観光分野での重要な社会 資産となります。しかし一方で、商業メディアに求められる「青い海、白い砂浜」という 単調なイメージ広告が繰り返し展開された結果、県民自身も自ら求めた経済発展の影で多 様な伝統的価値観を失い、現実感の伴わない画一化されたイメージだけが浸透していきま した。このようにして、サンゴ礁の実態を深く知る機会を失ってしまいました。

さらに、私たちのくらし方、いわゆる開発、農業・観光・漁業などの諸産業の活動が、 直接間接にサンゴ礁生態系の破壊と疲弊を引き起こしています。永い年月をかけて形成さ れた貴重なサンゴ礁は次々に埋め立てなどにより消失しました。幸いにして残ったサンゴ 礁も、止まらない赤土や汚水の流出、オニヒトデの大発生、サンゴの病気に加えて、過剰 利用によってサンゴ礁の持つ優れた資源的価値を損ない、その存続が危ぶまれています。

これらに加えて、頻発する白化現象など、地球規模の気候変動による海水温の上昇や海洋酸性化は、サンゴ礁にも大きな影響を及ぼしつつあり、問題はより広域化・複雑化しています。世界的にも貴重な沖縄のサンゴ礁を健全な状態で次世代へ残すために、その保全に取り組むことが急務です。

2004 年に沖縄で開催された国際サンゴ礁シンポジウムでの「沖縄宣言」や、2007 年発効の海洋基本法を始めとする国内の法整備など、研究者や国によるサンゴ礁保全への取り組みが始まっています。沖縄においても、地域の自治体やNPOや企業による海岸清掃、オニヒトデ駆除、海の観察会、サンゴ群集再生の試み、観光業・漁業者による海域利用のルール作りなど、さまざまな活動が進められています。こうした活動を効果的に行いより良い結果を導くには、サンゴ礁を取り巻く自然・文化・社会・経済の特性や多様な価値観を

十分理解したうえで、それぞれの活動を相互に連携させて持続的に進めていくことがとて も大切です。

そのためには、持続可能なサンゴ礁の利用による地域づくりをすすめ、地域住民、漁業者、観光業者、農業者、県内外の企業、教育関係者、研究者、NPO、行政機関など、さまざまな人々を横断的に結びつける組織が必要です。そしてその組織を総合的で持続的に運営してゆくには、異なった立場にある多くの人々が、自由に情報や意見交換を行える場がつくられること、多様な参加と協力が行える仕組みを用意することも必要です。

以上の理念に基づき、平成20年に沖縄県サンゴ礁保全推進協議会を設立しました。設立から10年以上が経過し、任意団体のままで運営を続けていけば、資金管理面で問題が生じると考えられます。このため、今後の活動を進めていく上で法人格を取得し、地域社会への貢献度を高め組織の拡張を図って行きたいと考え、特定非営利活動法人を設立することとなりました。

2. 申請に至までの経過

平成20年5月沖縄県サンゴ礁保全推進協議会設立 活動実績

平成30年 6月20日 法人設立のための勉強会開催

平成30年 7月 8日 第11回総会にて法人化準備委員会の設置し、法人化の準備 を進めることについて承認

平成30年10月17日 第1回法人化準備委員会開催

平成31年 2月 7日 第25回理事会にてNPO法人化の承認

令和 年 月 日 発起人会開催

令和 年 月 日 設立総会

特定非営利活動法人 定款例

特定非営利活動法人沖縄県サンゴ礁保全推進協議会定款 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人沖縄県サンゴ礁保全推進協議会という。 (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所沖縄県那覇市○町○○丁目○番○号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、<u>サンゴ礁保全に関わる個人・団体など</u>に対して、<u>サンゴ礁保全を推進する様々な</u>事業を行い、海洋自然環境保全活動に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
 - (1) 環境の保全を図る活動
 - (2) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動 (事業)
- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① サンゴ礁保全事業
 - ② ネットワーク構築事業
 - ③ 環境保全に関する広報事業
 - ④ その他目的を達成するために必要な事業
 - (2) その他の事業
 - ① 物品販売事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益が生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の<u>4</u>種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人及び団体
 - (3) ボランティア会員 この法人の目的に賛同し、ボランティアとして各種活動に協力していただける個人
 - (4) 特別会員 この法人の目的を遂行するために必要な助言や協力をする者として理事 会において推薦された個人及び団体

(入会)

- 第7条 特別会員を除く会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本 人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。 (会員の資格の喪失)
- 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。
 - (1) 理 事 3人以上6人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。 (選任等)
- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人 を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分 の1を超えて含まれることになってはならない。

- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。 (職務)
- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長 があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を 執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初 の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。 (報酬等)
- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び活動決算
 - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 入会金及び会費の額
 - (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (9) 事務局の組織及び運営
 - (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集 の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から3 0日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面及び電子メールをもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。 (議決)
- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、 可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面 により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったもの とみなす。

(表決権等)

- 第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号 及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の 請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第34条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面及び電子 メールをもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収入
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその 他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

- 第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。 (会計の区分)
- 第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその 他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経 なければならない。

(暫定予算)

- 第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事 長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じるこ とができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

- 第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。 (事業年度)
- 第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 (臨機の措置)
- 第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又 は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
 - (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所及びその他事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴うものに限る)
 - (5) 社員の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
 - (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

- 第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を 得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。 (残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。) したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、[「総会において議決した者」←他のNPO法人の定款を参考。] に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議 決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に<u>掲示するとともに、官報に掲載して行う。</u> ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

 理事長
 ○
 ○
 ○

 理事
 ○
 ○
 ○

 同
 ○
 ○
 ○

 同
 ○
 ○
 ○

 監事
 ○
 ○
 ○

 同
 ○
 ○
 ○

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から ○年○月○日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から○年○月 ○日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 正会員 5,000円

		賛助会員		3,	000円
		ボランティ	ィア会員		0円
-		特別会員			0円
(2)	年会費	正会員	個人会員	5,	000円
-			団体会員	10,	000円
-		賛助会員	個人会員	3,	000円
-			団体会員	6,	000円
-		ボランティ	ィア会員		0円
		特別会員			0 円

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会・第2回法人化委員会議事概要

●日時:平成31年5月27日(月)13:00~14:00

●場所:沖縄県 県庁4階 第3会議室

●出席者:中野義勝、八重山サンゴ礁保全協議会(吉田稔)、鹿熊信一郎、自然保護課(津波昭史)、藤田喜久、宮古島マリンリゾート協同組合(新村一広)

●事務局:沖縄県自然保護課

●運営委員:沖縄県環境科学センター(山川英治)

【アンダーライン部分が決定事項】

【「・」は説明事項および提言事項】

【「→」は説明事項や提言事項に対する賛成意見、「←」は説明事項や提言事項に対する反対意見】 【「>」は前回の理事会もしくは総会での意見】

(1) 法人化の実務について

【総会での発表】

・総会では NPO 法人設立に向けて進んでいるという報告をする。予定として設立時期をアナウンスする。

【設立発起人】

- ・設立する NPO 法人の発起人 10 名を決める必要がある。
 - ←前回の理事会では会員を含めて発起人を決めることになった。
 - →発起人の公募と設立総会の開催を会員へ周知する。
 - →発起人を募集するときは設立趣意書案があったほうがよい。

【設立に必要な書類】

- ・以下の設立に必要な書類は早めに準備する必要がある。
 - ①設立趣意書
 - ②定款
 - ③2ヶ年度分の事業計画書
 - ④2ヶ年度分の活動予算書
 - ←設立趣意書は協議会の趣意書を基本とする。
 - →定款の事務局の場所、理事などの役員はある程度決めておく必要がある(設立総会時 に理事等の役員を決めなければならない)。
 - →行政関係団体は理事にはなれないので、体制をきちんと考えておく必要がある。
 - →運営委員会(もしくはオブザーバー)を設置して、理事になれない団体会員は委員 会に所属してはどうか。
 - →組織図があるとよい。
- ・定款の事業計画に収益事業が入っていると、承認されなかったり、時間がかかることが多いようだ。設立後に事業計画を変更することは構わない。収益事業の定義は何かをする時

に対価が発生するかどうか。赤字になるとか独立採算とかは関係ない。収益事業は最低年間7万円の税金がかかるが、収益事業を実施しなかった場合は、申請すれば免除される。 ←サンゴ礁ウィークフェアは出店料を取っている。

- →収益事業になるかどうかを含めて、確認しておく。
- ←寄付として処理できるかもしれない。
- ←アラムコからの寄付などで新たな事業を急に立ち上げないといけない状況が出てくることがありうる。
- ←急に収益事業をする必要が出てきた場合は対応できない可能性が高い。
 - →NPO プラザに相談して、検討する。

【趣意書と定款の案】

- ・趣意書は現在の趣意書をそのまま用いるのがよいと思う。
- ・定款案、事業計画案、活動予算書案を法人化委員会長(新村さん)が作成する。

【事務局の住所】

- ・自然保護課内に事務局を置くことは難しいか?
 - →調整が必要なので確認する。
- ・会長の自宅でも構わない。会長が代わった場合は変更届を提出する。
 - →自然保護課に事務局が設置できない場合は会長宅で調整する。

【会費の徴収】

- ・会員の区分を定款に定めておく必要がある。会費を徴収することを書いておかないと、会費は徴収できない(徴収しなくてもよい)。会費を徴収することで幽霊会員がいなくなる。 通常は3,000円程度。
- ・会費はサービスの対価と考えると、会費を伴わない会員区分は何かしらのサービスを提供 しないと公平でない。会費のない会員には議決権がないとしたら、会の運営へのインセン ティブがなくなる恐れもある。
- ・会費を徴収する会員と徴収しない会員の区分を定款で定める。

【事務局の実務について】

- ・法人化した場合は専属の事務員を雇う必要がある。
- ・法人化後に自然保護課がどのように関われるか整理する。

条項	条文	意見	事務局考え方
第1条	この法人は、特定非営利活動法人沖縄県サンゴ礁保全推	・NPO法人と標記する(理由:実務上便利)。	標記方法については理事
	進協議会という。	<u>・アラムコ社とのやり取りのため、英語の名称を決めておく必要</u>	会で確認したい。
		<u>は無いか。現在は「Okinawa coral reef conservation</u>	
		<u>consortium」を使用しているが規定していない。</u>	
第5条	1 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業	・第1項について、現在の規約第5条を記載する。	ご意見のとおり修正した
	を行う。	・第2項(2)①については立ち上げ時は必要ないと考える。	l,°
	(1)特定非営利活動に係る事業		
	① サンゴ礁保全事業	(規約) 第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活	
	② ネットワーク構築事業	動を基本に行うものとする。	
	③ 環境保全に関する広報事業	1. 海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁	
	④ その他目的を達成するために必要な事業	の保全活動を推進する活動。	
	(2) その他の事業	2. 地域住民、漁業者、観光業者、農業者、県内外の企業、教育	
	① 物品販売事業	関係者、研究者、NPO、行政機関などのさまざまな主体と連携を	
	2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事	深めながら、サンゴ礁の保全を横断的に推進する活動。	
	業に支障がない限り行うものとし、利益が生じた場合は、	3. サンゴ礁の保全にかかわるさまざまな情報を収集し地域へ提	
	同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。	供するとともに、地域からの要望や課題を共有し、その解決策を	
		提案することなどにより、サンゴ礁の保全を支援する活動。	
		4. 会員や地域などを対象に、サンゴ礁の保全に関する貢献等に	
		対する表彰。	
		5. その他本会の目的を達成するために必要な事業。	

	₹/ V2 に刈り ○思兄よと Ø/		
第6条	この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非	・以下のとおり条文に追記してはどうか。特別会員に議決権を付	ご意見のとおり修正した
	営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。	する場合は、定款全体で修正が必要と考える。	い。 <u>特別会員の議決権につ</u>
	(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人		いては理事会に諮りたい。
	及び団体で、総会における議決権を有するもの	この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活	
	(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助	動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。ただし、人格な	
	するために入会した個人及び団体	き社団が正会員となるときは、その団体名をもって法上の社員と	
	(3) ボランティア会員 この法人の目的に賛同し、ボ	<u>する。</u>	
	ランティアとして各種活動に協力していただける個人	(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団	
	(4) 特別会員 この法人の目的を遂行するために必要	体 <u>で、総会における議決権を有するもの</u>	
	な助言や協力をする者として理事会において推薦された	(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するため	
	個人及び団体	に入会した個人及び団体で、総会における議決権を有しないもの	
		(3) ボランティア会員 この法人の目的に賛同し、ボランティ	
		アとして各種活動に協力していただける個人 <u>で、総会における議</u>	
		<u>決権を有しないもの</u>	
		(4) 特別会員 この法人の目的を遂行するために必要な助言	
		や協力をする者として理事会において <u>承認</u> された個人及び団体	
		で、総会における議決権を有するもの or 有しないもの	
		2 この定款に定める以外の会員に関する規定は、総会で別に定	
		<u>න්රි.</u>	
第8条	会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入	・入会金は必要か検討する必要がある。	<u>入会金の必要性について</u>
	しなければならない。		は理事会に諮りたい。

	₹/ VZ に刈り ②息兄よと Ø/		
第9条	会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資	・以下のとおり条文に追記してはどうか。	ご意見のとおり修正した
	格を喪失する。		l'₀
	(1) 退会届の提出をしたとき。	会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失	
	(2) 本人が死亡又は会員である団体が消滅したとき。	する。	
	(3)継続して2年以上会費を滞納したとき。	(1) 退会届の提出をしたとき。	
	(4) 除名されたとき。	(2) 本人が死亡 <u>もしくは失踪の宣告がなされたとき</u>	
		(3)会員である団体が消滅したとき。	
		(4) 継続して2年以上会費を滞納したとき。	
		(5) 除名されたとき。	
第 13 条	1 この法人に次の役員を置く。	・ここでの役員数は報酬を受け取ることができる役員数に関係	役員や行政関係者などの
	(1) 理 事 3人以上6人以内	してくるのか。	位置づけについては理事
	(2) 監事 1人以上2人以内	・行政関係者など正会員となれない会員が会の運営に関わるた	<u>会に諮りたい。</u>
	2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。	めに、フェローや顧問などの役員が必要ではないか。	
		・理事の区分を常務理事などとすると、報酬の有無や役割など	
		の明確化ができると考える。	
	<u>l</u>	1	

第 14 条

- 1 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

- - 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若し 選し総会の議決により選 くは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並び 任する。」として提案する にその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を ことや、特別会員を役員 超えて含まれることになってはならない。 に含めることについて理
 - 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。 **事会に諮りたい。**
 - 5 総会が招集されるまでに、補欠または増員のために役員を緊急に選任する必要があるときには、前項の規定に関わらず、理事会の議決により仮にこれを選任することができる。この場合において、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を得なければならない。

ご意見のとおり修正したい。役員の選任方法に関して、条文を「役員は、正会員(団体にあっては、その代表者または役職員)及び特別会員で互選し総会の議決により選任する。」として提案することや、特別会員を役員に含めることについて理事会に諮りたい。

第3項については役割を 第 15 条 │ 1 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 │・常務理事、フェロー、顧問をおくなら、その規定が必要と考 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人 える。 明記する意味で残したい。 を代表しない。 第3項について副理事長が1名の場合はいらない可能性がある。 役員や行政関係者などの 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき 位置づける場合は、第13、 る。 又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。 15条に反映したい。その際 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会 は、改めて必要な規定内容 を相談したい。 の議決に基づき、この法人の業務を執行する。 5 監事は、次に掲げる職務を行う。 (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。 (2) この法人の財産の状況を監査すること。 (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務 又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反 する重大な事実があることを発見した場合には、これを 総会又は所轄庁に報告すること。 (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会 を招集すること。 (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況 について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請 求すること。 1 この法人に、事務局長その他の職員を置く。 ・以下のとおり条文修正を提案する。 ご意見のとおり修正した 第 20 条 2 職員は、理事長が任免する。 い。 1 この法人に、事務局長1名およびその他の職員を置く。 2 職員は、理事長が任免する。

0,2.0.	とり 1/2 に刈り ②息元よこの	T	
第 24 条	1 通常総会は、毎事業年度1回開催する。	総会での決議に必要な数が開催の条件となるのは、ハードル	ご意見のとおり修正した
	2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催す	が高すぎるように思う。会員数にもよるが、4分の1以上とし	い。
	る。	<u>てはどうか。</u>	
	(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。		
	(2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である		
	事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。		
	(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招		
	集があったとき。		
第 25 条	1 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招	第3項について、ちょっと短い気がする。1 周間は必要では	ご意見のとおり修正した
	集する。	<u>ないか。</u>	い。
	2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定によ		
	る請求があったときは、その日から30日以内に臨時総		
	会を招集しなければならない。		
	3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び		
	審議事項を記載した書面及び電子メールをもって、少な		
	くとも会日の5日前までに通知しなければならない。		
第 29 条	1 各正会員の表決権は、平等なるものとする。	・会費に口数を設ける場合は、ここで「会費の口数にかかわら	理事会において、会費に口
	2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員	ず1会員1票とする」などと追記する必要があると考える。	<u>数を設けることが決定し</u>
	は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表		<u>た際</u> は、追記したい。
	決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任するこ		
	とができる。		
	3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第2		
	8条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用		
	については、総会に出席したものとみなす。		
	4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会		
	員は、その議事の議決に加わることができない。		

第 31 条	理事会は、理事をもって構成する	・事務局長、フェロー、顧問などを設ける場合は理事会の構成	役員や行政関係者などの
		<u>員として必要と考える。</u>	位置づける場合は、第 31
			条に反映したい。
第 34 条	1 理事会は、理事長が招集する。	第3項について、理事会の人数が少ない場合はよいが、ちょ	ご意見のとおり修正した
	2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求	っと短い気がする。1周間は必要ではないか。	い。
	があったときは、その日から30日以内に理事会を招集		
	しなければならない。		
	3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及		
	び審議事項を記載した書面及び電子メールをもって、少		
	なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。		
第〇条	条文なし	・以下のとおり新規条文を提案したい。(第38条のあと)	ご意見のとおり修正した
			い。
		1 この法人は、業務企画の推進のために、企画委員会等(以下	
		「委員会等」という)の委員会を置くことができる。	
		2 委員会等に関する規定は、理事会の議決を経て別に定め	
		<u>る。</u>	
第 41 条	この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の	・理事会の議決が良いと考える。	議決の場については理事
	議決を経て、理事長が別に定める。		<u>会に諮りたい。</u>
第 55 条	この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するととも	<u>・以下のとおり修正してはどうか。</u>	ご意見のとおり修正した
	に、官報に掲載して行う。	この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報	l'°
	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の	に掲載して行う。	
	公告については、この法人のホームページに掲載して行	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告につ	
	う。	いては、この法人の <u>ウェブサイト</u> に掲載して行う。	

附則	R) V2 に対する) 6 この法人(の設立当初の入会金及び会費に	は、第8条の	・法人の立ち上げ時に資金が足りないわけではないので、入会金	入会金の必要性について
	規定にかかわり	らず、次に掲げる額とする。		は必要ないと考える。	は理事会に諮りたい。
	(1) 入会金	正会員 5,	000円		
		賛助会員 3,	000円		
		ボランティア会員	0円		
		特別会員	0円		
	(2) 年会費	正会員 個人会員 5,	000円		
		団体会員 10,	000円		
		賛助会員 個人会員 3,	000円		
		団体会員 6,	000円		
		ボランティア会員	0円		
		特別会員	0円		
附則	条文無し			・第6条第2項の規定について、会員の役割や権利を明確にした	内容については理事会に
				<u>方がよいと思い、以下のとおり追記を提案する。</u>	<u>諮りたい。</u>
				7 会員に関する規定は、第6条第2項の規定に基づき次のとお	
				<u>り定める。</u>	
				(目的) 第1条 この規定は、この法人の会員がこの法人の運営および諸	
				事業に対し有する権利および義務の詳細を明確にするために設	
				ける。	
				<u>17 る。</u> (性格)	
				^ \ 	
				事業内容をよく認識し、海洋自然環境保全活動に寄与するもので	
				ある。	
				(会員の範囲と義務)	
				The state of the s	

第3条 この法人の会員は、定款第 条に定める種別のとおりとし、定款第 条の規定により、本規定 条の会費を納入しなければならない。

(会費)

第4条 定款第 条による会費は、次のとおりとする。

(1)正会員

個人会員 年会費1口〇〇円を1口以上 団体会員 年会費1口〇〇円を1口以上

(2) 賛助会員

個人会員 年会費1口〇〇円を1口以上 団体会員 年会費1口〇〇円を1口以上

<u>(3)ボランディア会員</u>

個人会員 年会費なし

<u>(4)特別会員</u>

個人会員 年会費なし

団体会員 年会費なし

2 年会費は、毎年 月 日より翌年 月 日までの1か年の 会費をいう。

(会費の納入)

第5条 会員は、毎年当該年度の会費を年度当初に納入するものとする。ただし、年度の途中に新たに入会した会員は、当該年度会費を入会のときに納入するものとする。

(役割)

<u>第6条 会員は、次にあげる役割の遵守に務めなければならない。</u>

- (1)正会員は総会への出席
- (2) この法人の事業活動への参加

- 1 / 1 P 示 1 (季) - V / 1 × 1 9 / 2 月 見 ま / (X)	○定款	(室)	v2 に対する意見まと	· X
---	-----	-----	-------------	-----

- (3)ボランティア会員にあたっては委員会に所属し、この法人の運営を補助する。
- (4) 〇〇会員にあたっては、・・・。

(特典)

- 第7条 会員はこの法人が発行する資料等の優先的配布を受けることができる。
- 2 会員は、この法人が開催する集会等に優先的に参加することができる。

(規定の変更)

- <u>第8条 この規定は、総会の議決によって変更することができる。</u>
- ・意見として、正会員は1口3000円、賛助会員は1口1000円 として、たくさん払える人は複数口で払っていただくのがよい と考える。営利組織と非営利組織で年会費を分けている団体も ある。